

平成 16 年 10 月 22 日  
総 務 省

## 台風第 21 号災害に係る地方交付税 (11 月定例交付分) の繰上げ交付

1 台風第 21 号災害により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第 16 条第 2 項の規定に基づき、11 月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げて交付します。

2 繰上げ交付対象団体 (4 市 2 町 1 村 計 7 団体)

① 三重県内 2 市 2 町 1 村 (5 団体)

つ し い せ し みやがわむら きいながしまちよう みやまちよう  
津市、伊勢市、宮川村、紀伊長島町、海山町

② 愛媛県内 2 市 (2 団体)

さいじょうし しこくちゅうおうし  
西条市、四国中央市

3 繰上げ交付額 (合計 1, 250 百万円)

(市町村分)

|     |              |                  |
|-----|--------------|------------------|
| 三重県 | 8 1 4 百万円    | (11 月定例交付額の 30%) |
| 愛媛県 | 4 3 6 百万円    | ( " " )          |
| 合 計 | 1, 2 5 0 百万円 |                  |

4 繰上げ交付予定日

平成 16 年 10 月 26 日 (火)

自治財政局財政課 佐藤、小鍋  
TEL 03-5253-5111 (代表)  
(内線 3327)  
TEL 03-5253-5612 (直通)  
FAX 03-5253-5615